

長期収載品の選定療養について

「長期収載品の選定療養」とは、令和6年度診療報酬改定により、令和6年10月から新たに導入される制度のことです。

患者様の希望により長期収載品を処方した場合は、長期収載品と後発医薬品の差額4分の1に相当する金額を選定療養費として患者様ご自身に負担していただくことになります。

★長期収載品…後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品

【対象となる医薬品】

- ・ 外来患者の院内処方または院外処方
- ・ 後発医薬品が販売されて5年以上経過した先発医薬品
- ・ 後発医薬品への置換率が50%以上の先発医薬品

★注射薬も対象になります

【対象外となる場合】

- ・ 医師が治療上の必要性があると判断した場合
- ・ 在庫状況などにより後発医薬品の提供が困難な場合
- ・ バイオ医薬品

【自己負担額について】

長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格の価格差4分の1

★別途、消費税も発生します

詳しくは厚生労働省HP【後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について】をご確認ください。

2024年10月1日 はるクリニック